― ハラスメント防止のために適切な知識を学ぶ ―

ハラスメント防止研修

主催：愛知県下各労働基準協会　実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

近年、職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などをはじめとする「ハラスメント」が急増しております。また、「パワーハラスメント」のみならず、「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」など様々な型のハラスメントがあり、企業を悩ます深刻な問題となっております。

企業はハラスメントに対して、適切な対応を怠るとメンタル不調者等が発生し、貴重な労働力の減少のみならず、昨今はメディアにも取り上げられ、企業イメージや業績などにも大きなダメージを与えます。

企業は、職場環境を悪化させるハラスメントを未然に防ぐよう適切な知識を持つことが重要です。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメントの基礎知識から、ハラスメントにならないための指導とコミュニケーション方法等を学ぶため「ハラスメント防止研修」を開催いたします。

ぜひとも、ご参加いただきますようご案内いたします。

個別労働紛争相談内容の件数
資料　厚生労働省　令和４年度
個別労働紛争解決制度の施行状況　をもとに作成

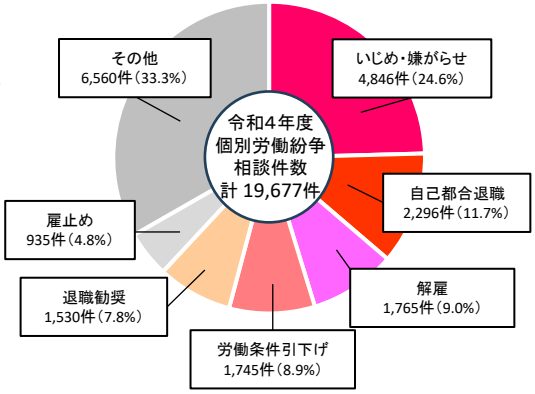

いじめ・嫌がらせの相談件数が最多

日時

令和６年　５月２８日（火）　令和６年　８月２０日（火）
令和６年１１月　５日（火）　令和７年　２月１８日（火）　いずれも　１３時３０分～１６時３０分

内容

第１部　ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラの定義、事例や、ハラスメントが起こった場合の影響を解説します。また、ハラスメントになるかどうかを判断するワークを行います。

第２部　ハラスメントにならない指導とコミュニケーション

パワハラにならないための指導方法や、セクハラ・マタハラにならないコミュニケーション方法についてワークを通して考えます。

第３部　ハラスメントが起こった場合の対応

ハラスメントの相談を受けた時の対応方法や、その後に取るべき措置についてお伝えいたします。

ハラスメントになっていませんか？

講師

フローリッシュ社労士事務所　所長
一般社団法人 名北労働基準協会　メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士　新　美　智　美　氏

【プロフィール】
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準会　３階大会議室
名古屋市北区清水１－１３－１

お申込はこちら

対象

管理者、労務人事・
安全衛生担当者等など

会費

会　員　６，０００円
非会員　７，０００円（資料代・消費税を含む）

定員

４５名

●会場案内　一般社団法人名北労働基準協会

【会場アクセス】
「名　鉄」 清水駅徒歩４分、東大手駅徒歩８分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
「バ　ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
「お　車」名古屋高速　黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約１万人受講される会場です。

申込要領　**申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。**

	名　称	所　在　地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575　名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014　名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町8-9　渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003　名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874　豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831　岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044　一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902　半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853　刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826　豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805　瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044　津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164　江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062　西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先（実施機関）
一般社団法人 名北労働基準協会
三菱UFJ銀行　黒川支店　普通預金　No.2036133
一般社団法人　名北労働基準協会
※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書（コピー可）　ハラスメント防止研修

申込日　令和　　年　　月　　日

申込協会	労働基準協会	会員番号		名北労働基準協会員のみご記入ください。（郵送時封筒に記載）
事業場名		TEL FAX E-mail	(　　)　　－ (　　)　　－	
所在地	〒	事業内容		労働者数　　名

受講者名	区分 ご記入不要です	氏　名	所属部署・職名	受講日 レ点を入れてください	ご案内送付先
				□5月28日　□8月20日 □11月5日　□2月18日	受講者・担当者（部署名　　様）○をつけてください
				□5月28日　□8月20日 □11月5日　□2月18日	会費支払時期 令和　　年　　月　　日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

R6年度年間